



「防犯機器は、完成ではない。」

近年、防犯機器ユーザーのニーズの多様化が進み、
顧客満足度のレベルも著しく上がっています。

そうしたなか、防犯業界に携わる会社として、私たちは問い続けてきました。

「安心・安全」のために何ができるのか？

答えは、真摯な姿勢で、ユーザーの声や社会のニーズに

耳を傾けることによって導かれました。

“確実”で“本当に必要とされている”商品とサービスを提供すること。

そして何より重要なのは、それを見極め、形にすることだと考えます。

私たちケービデバイスは、皆さまの「大切なもの」を守るため、

これからもより確実な「安心・安全」を追求し続けます。

個人情報に係わる画像・映像の取り扱いについて

- 弊社では個人情報保護の社会的責務からJIS Q 15001規格に適合した個人情報保護管理体制を構築し、運用しています。
- 防犯カメラシステムで撮影された画像・映像は個人情報やプライバシーに係わる機微な情報が含まれる場合がありますので、「個人情報保護法」に準拠した取り扱いを実施されることを推奨します。

※カタログについてのご注意：改良のため、仕様の一部を予告なく変更する事があります。

株式会社ケービデバイス

お客様との絆を大切に、安心と安全を守り続けます。

 <http://www.kbdevice.com/>  info@kbdevice.com

- 本社 〒600-8086 京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町22番地2 Kbビル
TEL:075-354-3372 FAX:075-354-3382
- 北海道営業所 〒060-0052 札幌市中央区南二条東一丁目1-11 南2条ビル
TEL:011-200-3988 FAX:011-200-3989
- 東日本支店 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目30-11 ヨートービル
TEL:03-3668-1752 FAX:03-3668-1757
- 中日本営業所 〒460-0022 名古屋市中区金山2丁目4-14 メイコウビル
TEL:052-324-6356 FAX:052-324-6366
- 西日本支店 〒600-8086 京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町22番地2 Kbビル
TEL:075-354-9150 FAX:075-354-9151
- 中四国営業所 〒730-0044 広島市中区宝町4-30 パーセ宝町
TEL:082-543-5100 FAX:082-543-5102
- 九州営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目8-3 第2博多プラザビル
TEL:092-432-5626 FAX:092-432-5627



そのままで大丈夫ですか？ “防犯カメラとプライバシーの関係”

防犯カメラの設置におけるプライバシー・リスクへの配慮



安心・安全な環境づくり＋プライバシー・リスクへの配慮



防犯カメラシステムはその運用において、プライバシー・リスクを伴います。

2005年4月に施行された「個人情報の保護に関する法律」では特定の個人を識別することができる情報の適正な取扱いを義務づけています。

防犯カメラシステムで撮影された画像や映像、音声には上記で定められた個人情報が含まれる可能性が非常に高く、不用意なカメラの設置や運用を行えば社会的信頼を失うばかりか、賠償金として経済的コストが生じる可能性があります。

個人情報の適正な取扱いを実施されていますか？

防犯カメラの設置と表示

防犯カメラの撮影範囲は、防犯・防災などの目的を満たす必要最小限とし、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動している旨を表示する必要があります。



録画装置の設置場所

録画装置は「施錠できる場所」かつ「関係者以外の目に触れない場所」に設置しなければなりません。



管理責任者の選定

防犯カメラシステムの運用にあたっては、管理責任者を定め、管理責任者以外の者が操作することのないようにしなければなりません。



画像・映像の取扱い管理

管理責任者は、画像・映像の「持ち出し禁止」「複写禁止」「加工禁止」「開示禁止」を厳守し、また画像・映像から知りえた個人情報についても機密を保持しなければなりません。



※これら以外にも「事故・事件発生時の開示管理」「個人情報の第三者への提供」「運用管理の委託」についても法令の求めるところにより適正な運用が必要です。

ケービデバイスでは、個人情報保護の社会的責務から、JIS Q 15001規格に適合した「個人情報保護管理体制」を構築・運用し、プライバシーマーク認定を取得しています。安心・安全な環境づくりのための、信頼できるセキュリティシステムのご提案に加え、プライバシー・リスクへの配慮として防犯カメラシステム設置に係わる運用規則の策定を推奨しています。

防犯カメラシステム設置および運用規則（例）

〇〇〇株式会社 〇〇〇 〇〇

（趣旨）

1. この規則は、〇〇〇〇内に防犯カメラシステムを設置する場合における適正な設置及び運用に関する基本的事項を定めるものとする。
2. この規則における防犯カメラシステムとは、録画のために〇〇〇〇内の一定の場所に常設されるカメラ及び録画装置を指す。

（目的）

防犯カメラシステムの設置は、〇〇〇〇内での犯罪の未然防止や事故発生時の解決に役立て、住民の安心と安全を確保することを目的とする。

（防犯カメラシステム設置に係る措置）

システム責任者は、防犯カメラシステムの設置に際して、次の措置を講じること。

1. 管理責任者の選定及び責任
 - 1) システム責任者は、防犯カメラシステムの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を定めること。
 - 2) 管理責任者は、善良な管理者の注意をもって、防犯カメラシステムの維持管理に努め、管理責任者以外の者が操作することのないように管理すること。
2. 設置
 - 1) 防犯カメラは、防犯等の目的を満たす必要最小限の範囲を撮影するように設置すること。
 - 2) 録画装置は施錠できる場所で、かつ関係者以外の目に触れない場所に設置すること。
3. 表示
防犯カメラ設置区域に防犯カメラが作動している旨を表示すること。
4. 画像・映像の管理
 - 1) 撮影された画像・映像はプライバシーに係わる機微な情報が含まれる場合があるため、厳重に管理すること。
 - 2) 管理責任者は画像・映像の安全管理（持ち出し禁止、複写禁止、加工禁止、開示禁止等）に努め、漏洩防止に万全の措置を講じること。
 - 3) 管理責任者は、画像・映像から知り得た個人情報については機密保持を厳守し、その職務から退いた後も同様とすること。
 - 4) 撮影された画像・映像の保存期間は、必要最低限の期間とし、保存期間を経過した画像・映像は、速やかに消去する。
また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。
5. 画像・映像の提供と開示
管理責任者は、以下のいずれかに該当する場合を除き、画像・映像を第三者に提供しないこと。また、開示にあたっては、管理責任者がシステム所有者〇〇〇〇の了解を得た後、画像・映像から特定される個人の了解のもと、関係者のみで開示を行うこと。
 - 1) 人の生命、健康、財産等の重要な利益を保護するとき。
 - 2) 法令の定めに基づく開示要求があるとき。
6. 苦情・相談処理
管理責任者は、防犯カメラシステムの設置及び運用に関する苦情・相談を受けたときは、適切な措置を講じるよう努めること。

（付則）

この運用規則は、平成〇〇年△△月××日より施行する。

平成〇〇年△△月××日 制定

プライバシーマーク制度について



企業や団体等（事業者）の事業活動における個人情報の取扱いについて、資格を持った審査員が日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合しているか審査します。そして、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。これらは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用しています。

※弊社はプライバシーマーク付与事業者です。